

第5章 国の監督

(1) 事業計画の遵守命令、事業改善の命令、事業許可の取消し等

総務大臣は、信書便事業者が許可を受けた事業計画を遵守せずに業務を行っていると認められるときには、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができるとされています。

また、信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、信書便事業者に対して、次に掲げる事項を命ずることができるとされています。

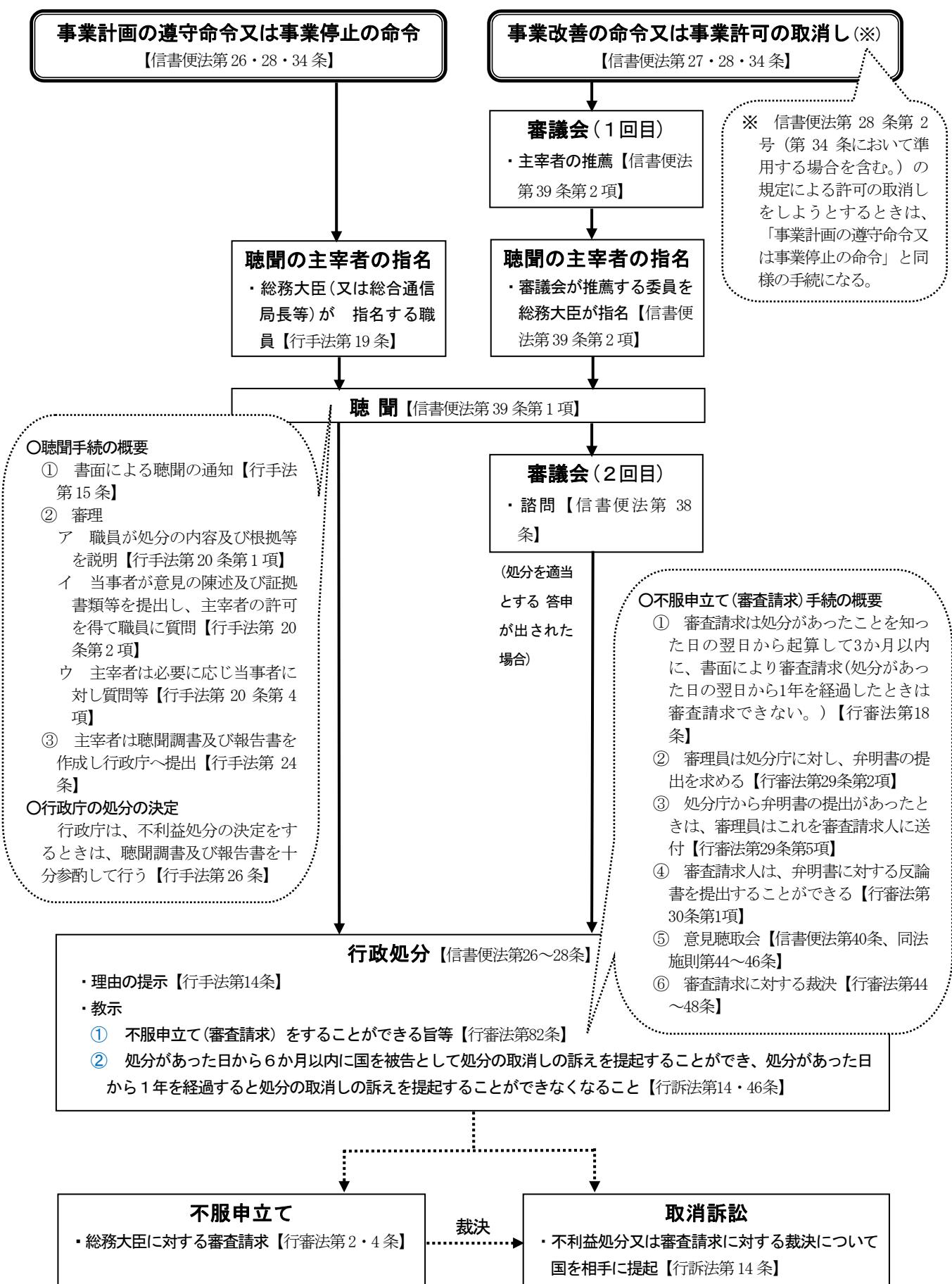
- ① 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。
- ② 一般信書便役務に関する料金が法第 16 条第2項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。
- ③ その他事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

さらに、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、6 月以内において期間を定めて、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は信書便事業の許可を取り消すことができることとされています。

- ① 信書便法若しくは信書便法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- ② 信書便事業の許可を受けることができない者として信書便法に規定する欠格事由に該当するに至ったとき。

[参照条文] 信書便法 第 26 条～第 28 条、第 34 条 【P. 51～52】

〈信書便法第26条～第28条に規定する不利益処分に関する手続〉



(2) 報告・立入検査

総務大臣は、信書便法の施行に必要な限度において、信書便事業者に対し、その事業に関し報告を求める事、または、その職員に、信書便事業者の事務所等に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができますとされています。

① 定期報告　※電子メールによる報告も可能です。

報告の種類	提出書類	提出期限
事業報告書	・事業概況報告書（規則様式第 20 【P. 96～97】） ※押印は不要です。 ・貸借対照表 ・損益計算書	毎事業年度の経過後 100 日以内
事業実績報告書	・信書便事業実績報告書（規則様式第 21 【P. 98～99】） ※押印は不要です。	毎年 7 月 10 日

② 検査等

検査等の種類	概要	対象事業者
新規事業者検査	事業開始（※）後、初めて信書便物の引受けがあった信書便事業者に対して、初引き受けのあった年度の翌年度に実施する検査 ※ 事業の譲受け、法人の合併若しくは分割による事業の承継又は事業の相続を含む	一般信書便事業者 特定信書便事業者
計画検査	一般信書便事業者に対して、新規事業者検査の翌年度以降に実施する検査 特定信書便事業者であって、前回の新規事業者検査若しくは計画検査の結果又は自主点検報告の確認結果が適正でなかった者、前回の新規事業者検査、計画検査又は自主点検報告の実施日以後に法令違反の事実があった者等に対して実施する検査	一般信書便事業者 特定信書便事業者
特別検査	過去の検査、行政処分の状況、重大事故の発生等を踏まえ、隨時に実施する検査	一般信書便事業者 特定信書便事業者
自主点検報告	特定信書便事業者であって、前回の新規事業者検査若しくは計画検査の結果又は自主点検報告の確認結果が適正であった者が、計画検査の受検に替えて行う自主点検の結果報告	特定信書便事業者

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 37 条 【P. 52～53】
- ・ 施行規則 第 41 条・第 42 条 【P. 69～70、P. 96～99】